

千葉県分譲マンション再生等合意形成支援制度要領

1 目的及び通則

この要領は、千葉県分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱（以下「市要綱」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とし、事業に係る補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び千葉県補助金等交付規則（昭和60年3月22日規則第8号）のほか、この要領の定めるところによる。

2 定義

この要領における次に掲げる用語の意義は、次に定めるもののほか、市要綱に定める意義の定義と同一とする。

- （1）市要綱の第2条第3号で規定する「減価償却資産の耐用年数」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に規定する耐用年数とする。
- （2）市要綱の第2条第3号で規定する「安全性」とは、構造、防災・避難、防犯等に関するものをいう。
- （3）市要綱の第2条第3号で規定する「居住性」とは、環境負荷低減、バリアフリー対応等に関するものをいう。

3 事前協議書の提出

- （1）マンション管理組合は、千葉県分譲マンション再生等合意形成支援制度の適用を受けようとするときはあらかじめ事前協議書（様式第1号）を市長に提出し、事前協議を行わなければならない。
- （2）市長は、事前協議書の提出があった場合、事前協議書の内容を審査の上、再生等活動としての適用を決定し、事前協議完了通知書（様式第2号）をマンション管理組合に通知するものとする。
- （3）事前協議書には、再生等活動計画書（様式第1号の2）を添付しなければならない。
- （4）市長が特に必要と認める場合は、（3）に規定する図書のほか、参考となる図書の添付を求めることができる。

4 補助金交付の申請

- （1）マンション管理組合は、事前協議完了通知書受領後、当該年度にかかる部分について補助金交付申請書（様式第3号）を作成し、市長に提出することができる。
- （2）市長は、（1）の規定による申請の対象者（以下「対象者」という）について、次のいずれかの方法で申請を受付けるものとする。

- ア 受付開始日から先着順で申請を受付ける。
- イ 受付期間を定め、申請を受付ける。ただし、対象者が受付期間内に募集件数を超えたときは、申請者を公開抽選により決定する。また、対象者が受付期間内で募集件数に達しない場合、新たに受付期間を定め、先着順で申請を受付ける。

5 補助金交付の決定

- (1) 市長は補助金交付申請書を受理した場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）によりマンション管理組合に通知するものとする。また、適当と認められない場合は、補助金不交付決定通知書（様式第13号）によりマンション管理組合に通知するものとする。
- (2) 市長は補助金の交付を決定する際には、必要な条件を付することができる。

6 補助金の経理

マンション管理組合は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿等を作成し、補助事業の完了後10年間保管しなければならない。

7 補助事業内容の変更

マンション管理組合は、補助事業の内容を変更しようとするときは、次によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更

マンション管理組合は、次に掲げる変更が生じ、それによる補助事業の内容に変更が生じるときは事業内容の変更を市長と協議し、変更届出書（様式第5号）により、届け出なければならない。

- ア 補助の対象となる活動の変更
- イ 活動期間の大幅な変更
- ウ その他申請内容の大幅な変更

(2) 補助金の額に変更を生じる場合の変更

マンション管理組合は、補助金変更交付申請書（様式第6号）により、市長に変更交付申請しなければならない。市長は補助金変更交付申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し補助金変更交付決定通知書（様式第7号）によりマンション管理組合に通知するものとする。

8 補助事業の中止

マンション管理組合は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに変更（中止）届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

9 補助事業の遂行

マンション管理組合は、補助金の交付の決定の内容及びこれを付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って補助事業を行わなければならない。

1 0 完了実績報告

マンション管理組合は、補助事業が完了したときは（中止の届出をしたときを含む）、速やかに完了実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

1 1 補助金の額の決定

市長は、1 0に掲げる完了実績報告書を受理した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）によりマンション管理組合に通知するものとする。

1 2 補助金の交付請求

マンション管理組合は、1 1に掲げる通知を受理した場合は、速やかに補助金請求書（様式第10号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

1 3 是正のための措置

- (1) 市長は、1 0の規定による完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を講じるようマンション管理組合に命じることができる。
- (2) 市長は、補助金の交付決定の内容や、補助金交付の際の条件に関して、必要があれば適宜調査し、マンション管理組合に報告を求めることができる。この場合において、これらに反すると認めた場合は、是正のための措置を講じるようマンション管理組合に命じることができる。

1 4 交付決定の取消し

市長は、マンション管理組合が補助金を他の用途へ流用するなど、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正のための命令に応じないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、交付決定取消通知書（様式第11号）によりマンション管理組合に通知するものとする。

1 5 補助金の返還

- (1) 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関

し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 12 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

- (2) 市長は、(1) の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

16 再生等の決議等に係る報告

- (1) 補助金の交付決定を受けた年度に、再生等の決議等に至らなかったマンション管理組合は、当該年度を越えて当該決議等を経た場合、速やかに再生等の決議等に係る報告書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。
- (2) マンション管理組合（10 の規定により完了実績を報告した際、再生等が完了しているものを除く）は、再生等が完了した場合、速やかに再生等完了報告書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

17 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、建築部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に補助金交付決定通知書の通知を受けている再生活動については、改正前の千葉県分譲マンション再生合意形成支援制度要領は、この要領の施行の日以降も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記

書類様式

- 事前協議書（様式第 1 号）
- 再生等活動計画書（様式第 1 号の 2）
- 事前協議完了通知書（様式第 2 号）
- 補助金交付申請書（様式第 3 号）
- 補助金交付決定通知書（様式第 4 号）
- 変更（中止）届出書（様式第 5 号）
- 変更再生等活動計画書（様式第 5 号の 2）
- 補助金変更交付申請書（様式第 6 号）
- 補助金変更交付決定通知書（様式第 7 号）
- 完了実績報告書（様式第 8 号）
- 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- 補助金請求書（様式第 10 号）
- 交付決定取消通知書（様式第 11 号）
- 補助金返還命令書（様式第 12 号）
- 補助金不交付決定通知書（様式第 13 号）
- 再生等の決議等に係る報告書（様式第 14 号）
- 再生等完了報告書（様式第 15 号）

様式第 1 号

事前協議書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 〒 千葉市 区

管理組合名

代表者氏名

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金の交付を受けたいので、下記マンションの補助金の交付申請について協議願います。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地 千葉市 区

3 再生等活動の目的及び内容

4 再生等活動の予定期間 自 年 月 日
至 年 月 日

添付書類※

再生等活動計画書(様式第 1 号の 2)

検査済証の写し等 (前回の補助金交付時からの変更 ☐ あり ☐ なし)

規約(マンション管理規約) (前回の補助金交付時からの変更 ☐ あり ☐ なし)

※ 本制度の補助金を交付された実績のあるマンション管理組合は、書類の一部を添付しなくてよい場合があります。

再生等活動計画書

マンションの名称	
マンションの所在地	千葉市 区
管理組合名	
代表者氏名	
再生等活動を行う期間 (予 定)	年 月 日から 年 月 日
決議等を行う時期 (予 定) (要綱第4条(3)関連)	年 月 日
再生等活動の内容 該当する項目全てをチェック	☐ (ア) マンションの現状調査に関する事 ☐ (イ) 老朽度の判定に関する事 ☐ (ウ) 建物の再生方法(修繕、改修、建替えの比較)の検討に関する事 ☐ (エ) 居住者の意向調査(アンケート等)に関する事 ☐ (オ) 基本構想・事業計画の作成(案の作成を含む。)に関する事 ☐ (カ) その他市長の認めるもの
再生等活動の詳細な内容	
予定される検討活動費	円
建物の概要	住戸数 戸 (区分所有者の数 人) 敷地面積 m ² 延べ床面積 m ² (住居部分面積 m ²) 構造 造 階建て 竣工年月日 年 月 日
老朽化 該当する項目全てをチェック	☐ 減価償却資産としての耐用年数の2分の1を経過し、かつ、機能や性能が劣化した状態 ☐ 減価償却資産としての耐用年数の2分の1を経過し、かつ、安全性若しくは居住性の観点で機能や性能の向上が望ましい状態
連絡先	電話番号 - - 電子メールアドレス @

様式第 2 号

事前協議完了通知書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

千都住政第 号
年 月 日

管理組合名

代表者氏名 様

千葉市長

適用の内容	マンションの名称	
	マンションの所在地	千葉市 区
	管 理 組 合 名	
	代 表 者 氏 名	
	補助金交付申請年度	令和 年度
	交 付 対 象 と な る 再 生 等 活 動 の 内 容	☐ (ア) マンションの現状調査に関する事 ☐ (イ) 老朽度の判定に関する事 ☐ (ウ) 建物の再生等方法（修繕、改修、建替え、敷地売却、敷地分割又は除却の比較）の検討に関する事 ☐ (エ) 居住者の意向調査（アンケート等）に関する事 ☐ (オ) 基本構想・事業計画の作成（案の作成を含む。）に関する事 ☐ (カ) その他市長の認めるもの
	建 物 の 概 要	住 戸 数 戸 （区分所有者の数 人） 敷 地 面 積 m ² 延べ床面積 m ² （住居部分面積 m ² ） 構 造 造 階建て 竣工年月日 年 月 日
	老 朽 化	☐ 減価償却資産としての耐用年数の2分の1を経過し、機能や性能が劣化した状態 ☐ 減価償却資産としての耐用年数の2分の1を経過し、安全性若しくは居住性の観点で機能や性能の向上が望ましい状態
備 考		

注：この事前協議完了通知書は、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金の制度要件について協議した結果を通知するものです。この後、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金交付申請を行う場合は、補助金交付申請書（様式第3号）を提出してください。

※ 添付書類を含み事前協議書（様式第1号）は情報公開の対象となります。
(連絡先 住宅政策課 245-5849)

様式第 3 号

補助金交付申請書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 千 葉 市 区

管理組合名

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金の交付を受けたいので、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱第 5 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地 千 葉 市 区

3 再生等活動の目的及び内容

4 再生等活動の完了予定期日 年 月 日

5 交付申請額 円

添付書類

集会の議事録等

様式第 4 号

補助金交付決定通知書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

千葉市指令都住政第 号

年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱第 6 条第 3 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 マンションの名称 _____
- 2 マンションの所在地 千葉市 区 _____
- 3 再生等活動の目的及び内容 _____

4 補助金の交付決定額 _____ 円

5 交付の条件

- (1) 再生等活動の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出る
こと。
- (2) 当該年度の再生等活動終了後速やかに、完了実績報告書(様式第 8 号)に関係書類
を添えて、市長に報告すること。
- (3) 再生等活動が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、
速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱を
遵守すること。

※ 添付書類を含み補助金交付申請書(様式第 3 号)は情報公開の対象となります。

※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求に
より交付します。

変更(中止)届出書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 千 葉 市 区

管理組合名

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令都住政第 号で交付決定のあった活動内容を下記事由により変更(中止)したいので届出します。

記

1 変更(中止)の理由

2 変更(中止)になった再生等活動の内容

3 再生等活動の完了予定期日 年 月 日

添付書類

変更再生等活動計画書(様式第5号の2)

中止の場合 完了実績報告書(様式第8号)

変更再生等活動計画書

マンションの名称	
マンションの所在地	千葉市区
管理組合名	
代表者氏名	
再生等活動を行う期間 (予定)	年 月 日から 年 月 日
決議等を行う時期 (予定) (要綱第4条(3)関連)	年 月 日
再生等活動の内容 該当する項目全てをチェック	☐ (ア) マンションの現状調査に関すること ☐ (イ) 老朽度の判定に関すること ☐ (ウ) 建物の再生方法（修繕、改修、建替えの比較）の検討に関すること ☐ (エ) 居住者の意向調査（アンケート等）に関すること ☐ (オ) 基本構想・事業計画の作成（案の作成を含む。）に関すること ☐ (カ) その他市長の認めるもの
再生等活動の詳細な内容	
予定される検討活動費	円
建物の概要	住戸数戸（区分所有者の総人） 敷地面積㎡ 延べ床面積㎡（住居部分面積㎡） 構造造階建て 竣工年月日 年 月 日
老朽化 該当する項目全てをチェック	☐ 減価償却資産としての耐用年数の2分の1を経過し、かつ、機能や性能が劣化した状態 ☐ 減価償却資産としての耐用年数の2分の1を経過し、かつ、安全性若しくは居住性の観点で機能や性能の向上が望ましい状態
連絡先	電話番号 - - 電子メールアドレス @

補助金変更交付申請書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 〒 -
千葉市 区

管理組合名

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令都住政第 号で交付決定のあった活動内容を下記事由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(中止)の理由

2 変更になった活動内容

3 再生等活動の完了予定期日 年 月 日

4 交付申請額 円

添付書類

交付決定通知書(様式第4号)の写し

変更再生等活動計画書(様式第5号の2)

様式第 7 号

補助金変更交付決定通知書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

千葉市指令都住政第 号

年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱第 6 条第 3 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地 千葉市 区

3 再生等活動の目的及び内容

4 補助金の交付決定額 円

5 交付の条件

- (1) 再生等活動の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出ること。
- (2) 当該年度の再生等活動終了後速やかに、完了実績報告書(様式第 8 号)に関係書類関係書類を添えて、市長に報告すること。
- (3) 再生等活動が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱を遵守すること。
- ※ 添付書類を含み補助金変更交付申請書(様式第 6 号)は情報公開の対象となります。
- ※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求により交付します。

完了実績報告書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 〒 千葉市 区

管理組合名

代表者氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令都住政第 号で補助金の交付決定の通知を受けた再生等活動について、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱第 7 条第 1 項の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1	マンションの名称	
2	マンションの所在地	千葉市 区
3	補助金の交付決定額 及び精算額	補助金の交付決定額 円 補助金の精算額 円
4	補助事業の実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日
5	補助事業の成果	別添「再生等活動報告書」のとおり。
6	再生等の実施予定 いずれかの項目をチェック	☐ 再生等の実施について、決議等済み ☐ 再生等の実施について、決議等予定 (年 月 予定) ☐ 再生等の実施について、延期又は断念 ☐ 引き続き、再生等活動を行う

添付書類

再生等活動報告書

検討活動費を支払ったことを証する書類の写し

様式第 9 号

補助金額確定通知書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

千葉市達都住政第 号

年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付け千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度完了実績報告書及び提出された書類を審査した結果、検討活動費に対する補助金の額を次のとおり確定したので、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

金 円

補助金請求書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

年 月 日

(請求先) 千葉市長

(申請者)

住 所 千 葉 市 区

管理組合名

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

補助金額の確定通知を受けた千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金を下記のとおり請求します。

記

管理組合	マンションの名称		
	所在地	千葉市 区	
補助金額の確定通知番号		年 月 日	千葉市達都住政第 号
分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金請求額		金 円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店	
	預金種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	

添付書類

補助金額確定通知書(様式第 9 号)の写し

様式第 1 1 号

補助金交付決定取消通知書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

千葉市達都住政第 号

年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付千葉市指令都住政第 号により通知した千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条及び千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 取消しの理由

2 マンションの名称

3 マンションの所在地

千葉市 区

4 再生等活動の目的及び内容

5 補助金の交付決定額

円

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 2 号

補助金返還命令書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

千葉市達都住政第 号

年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度の補助金として
交付した金額について千葉市補助金等交付規則第18条の規定により下記のとおり返還を命ず
る。

記

返 還 金 額	
返 還 期 限	
返 還 理 由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 3 号

補助金不交付決定通知書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

千葉市指令都住政第 号

年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱第 6 条第 3 項に基づき下記のとおり通知します。

記

1 理由

2 マンションの名称

3 マンションの所在地 千葉市 区

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

再生等の決議等に係る報告書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 〒 千葉市 区

管理組合名

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市達都住政第 号で補助金額の確定通知を受け、補助金の交付を受けた再生等活動に係る再生等の決議等の結果について、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱第 1 0 条第1項の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地 千葉市 区

3 再生等の概要

4 決議等の結果 (いずれかの項目をチェック)

☐ 再生等を進める 【実施時期(予定)】 年 月～ 年 月
☐ 再生等を断念 【理由】

☐ 再生等を延期 【理由】

☐ その他 【概要】

添付書類

集会の議事録等

再生等完了報告書

(千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 〒 千葉市 区

管理組合名

代表者氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市達都住政第 号で補助金額の確定通知を受け、補助金の交付を受けた再生等活動に係る再生等が完了しましたので、千葉市分譲マンション再生等合意形成支援制度要綱第 1 0 条第 2 項の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地 千葉市 区

3 再生等の概要

4 完了日 年 月 日

5 完了報告 別添「完了報告書」のとおり

添付書類

完了報告書(配置図等の図面、写真を添付)